

八潮監告示第8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和2年度定期監査（令和元年度後期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和2年8月27日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮総収第431号
令和2年8月20日

八潮市監査委員 原 寿 基 様
八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

令和2年度定期監査（令和元年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和2年7月27日付け八潮監発第74号により提出された令和2年度定期監査（令和元年度後期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 伝票関係

① 旅費について

- ・普通旅費において、伝票作成時の振込金額誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（保育課）
- ・普通旅費において、日当の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（環境リサイクル課、交通防犯課）
- ・普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（交通防犯課）
- ・審議会等委員の出張分の費用弁償において、日当の請求漏れにより支給額を誤っているものが認められた。（環境リサイクル課）

(2) 臨時職員等関係

① 臨時職員の賃金について

- ・出勤簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（市民協働推進課、スポーツ振興課）
- ・通勤手当分の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（国保年金課）

② 非常勤特別職の報酬について

- ・年次有給休暇の付与誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(保育課)

③ 非常勤特別職の費用弁償について

- ・勤務日数の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(社会福祉課)
- ・バス運賃の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(保育課)
- ・直行による出張分の交通費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(保育課)
- ・1日に2回の費用弁償を支給しているものが認められた。
(商工観光課)

2 措置内容

別紙「令和2年度定期監査（令和元年度後期分）措置事項報告書」のとおり

令和2年度定期監査（令和元年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1)伝票関係</p> <p>①旅費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通旅費において、伝票作成時の振込金額誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 ・普通旅費において、日当の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 ・普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められ 	<p>支給対象者に対し、旅費の支給金額に過不足が生じており、それぞれ追加支給、戻入手続きを行いました。</p> <p>支給手続きについては、現在2名の職員によるチェックを行っておりますが、さらに重点的に確認し対処してまいります。 (保育課)</p> <p>普通旅費の日当額の支給誤りについては、宿泊を伴う研修であっても、通常の日帰りの日当額と同額であると認識していたことから生じたものです。</p> <p>今後は、宿泊を伴う日当額の誤りが生じないように職員に周知するとともに、宿泊を伴う研修については条例等を確認することで再発防止に努めます。 (環境リサイクル課)</p> <p>支給額を確認し、令和2年5月15日に戻入手続きを行い、是正いたしました。</p> <p>今後は、日当の区分別支給額を確認し、出張命令票を作成するよう周知するとともに、決裁時の確認を徹底するよう努めてまいります。 (交通防犯課)</p> <p>支給額を確認し、令和2年5月15日に戻入手続きを行い、是正いたしまし</p>

た。

・審議会等委員の出張分の費用弁償において、日当の請求漏れにより支給額を誤っているものが認められた。

(2) 臨時職員等関係

① 臨時職員の賃金について

・出勤簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。

た。

今後は、職員の最寄り駅や目的地を確認し、出張命令票を作成するよう周知するとともに、決裁時の確認を徹底するよう努めてまいります。(交通防犯課)

日当の請求漏れについては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を誤って認識していたことにより生じたものです。

今後は、請求漏れの日当について追加で支給するとともに、目的地を確認してから費用弁償を作成するよう周知し、決裁時も確認の徹底を図るなど適切な処理に努めます。(環境リサイクル課)

10月分と3月分の賃金については、有給休暇取得時間について計算を誤り、過払いが生じたものです。

本人に説明のうえ、返納していただき、令和2年4月16日と令和2年6月11日に戻入処理を行いました。

今後は、臨時職員出勤簿等の記入方法について指導を徹底するとともに出勤簿と年次有給休暇簿の確認を複数の職員で行い、チェック体制の強化に努めてまいります。(市民協働推進課)

令和2年1月の勤務日数について、本来は9日間の出勤であるところ、有給休暇の取得を取りやめた日を含めた日数で計算したことにより、取りやめた有給休暇日を含めた10日間の出勤で計算

<p>・通勤手当分の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>②非常勤特別職の報酬について</p> <p>・年次有給休暇の付与誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>③非常勤特別職の費用弁償について</p> <p>・勤務日数の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>したことから、1日分6,650円の過払金が生じました。</p> <p>該当の職員に過払い金が生じた旨を伝え、令和2年7月28日に過年度分の返還金として返納してもらいました。 (7月28日調定、7月30日収入)</p> <p>今後、会計年度任用職員の勤務日数や勤務時間の報告時には、出勤簿と有給休暇簿、シフト表を複数人で確認することで、勤務日数や勤務時間の確認に誤りが生じないように、再発防止に努めます。 (スポーツ振興課)</p> <p>臨時職員賃金の通勤手当分につきましては、1月20日から1月23日までの4日間有給休暇を取得したにもかかわらず通勤手当を支給してしまったため、過払い分800円を戻入しました。</p> <p>今後、会計年度任用職員の費用弁償についても、支給する日の集計に誤りがなにか、決裁権者及び担当者による確認を徹底してまいります。(国保年金課)</p> <p>支給対象職員に対し、年次有給休暇の付与誤りについて説明し、誤支給分の戻入手続きを行います。</p> <p>年次有給休暇の付与については、事前に付与の予定表を作成するなど付与余りのないよう対処してまいります。 (保育課)</p> <p>出勤簿を確認したところ、出勤日数より多くバス乗車賃を算出しており、420円の過払いとなっておりましたので、過</p>
---	---

<p>・バス運賃の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>・直行による出張分の交通費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>・1日に2回の費用弁償を支給しているものが認められた。</p>	<p>払い分 420 円を返納してもらい戻入処理を行いました。</p> <p>　　今後は出勤簿の確認を複数の職員で行い、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(社会福祉課)</p> <p>　　支給対象職員に対し、費用弁償の計算誤りがあったことについて説明し、戻入の手続きを行います。</p> <p>　　支給手続きについては、現在2名の職員によるチェックを行っておりますが、さらに重点的に確認し対処してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p> <p>　　支給対象職員に対し、出張命令票の請求誤りについて説明し、追加支給の手続きを行います。</p> <p>　　支給手続きについては、現在2名の職員によるチェックを行っておりますが、さらに重点的に確認し対処してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p> <p>　　非常勤特別職の出張命令票において、本来は「自宅から目的地までの額」を記載すべきところ、出張日に出勤していたのにも関わらず、「費用弁償」を記載してしまったことにより、発生したものです。</p> <p>　　過払い金額 266 円は返納してもらいました。</p> <p>　　今後は、出張命令票作成時や支出伝票作成の際にも、出勤簿と照らし合わせをし、複数の職員で確認を行うなどのチェック体制の強化に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(商工観光課)</p>
--	---

八潮教総収第317号
令和2年8月21日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 服部 清二 様

八潮市教育委員会
教育長 石黒 貢

令和2年度定期監査(令和元年度後期分)の指摘事項に
ついて(通知)

令和2年7月27日付け八潮監発第74号により提出された令和2年度定期
監査の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第19
条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 旅費について

審議会等委員の出張分の費用弁償において、日当の請求漏れにより支
給額を誤っているものが認められた。(社会教育課)

普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているもの
が認められた。(学務課)

2 措置内容

別紙「令和2年度定期監査(令和元年度後期分)措置事項報告書」のとおり

令和2年度定期監査措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 伝票関係</p> <p>審議会等委員の出張分の費用弁償において、日当の請求漏れにより支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>令和元年11月7日及び8日に川越市で開催された「関東甲信越静社会教育研究大会埼玉大会」に参加した、社会教育審議会委員3名（累計5名）に対し、費用弁償において、日当分の支払いが漏れてしまいました。</p> <p>支払いが漏れてしまった原因については、審議会委員の費用弁償に関し、十分な確認を行うことができなかったことによるものです。</p> <p>今回の費用弁償の支給額の誤りについては、令和2年6月10日に監査事務局より指摘を受け、該当者へお詫びの連絡をし、令和2年度予算から日当及び遅延利息額をお支払いいたしました。</p> <p>今後につきましては、十分な確認を行い、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(社会教育課)</p> <p>鉄道賃について、733円の過払いがあることを確認した。</p> <p>該当職員に誤りを伝えるとともに、過払い分を令和2年6月9日に市へ返還した。</p> <p style="text-align: right;">(学務課)</p>